

恵庭市長定例記者会見(平成 25 年 10 月 15 日)

お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。



本日は、第3回定例会終了直後でありますので、議会を終えての所感並びに、今後予定する事業などについて発表させていただきます。

今議会は私にとって任期最後の議会となりました。4年間にわたり、議員の皆さまの熱心なご議論を通して市政の進展にご貢献いただいたことに感謝申し上げたいと思います。議会対応にあたった職員にも感謝したいと思います。この間、予算、決算、あるいは条例、議案、それぞれこちらで上程したものについてはすべてご承認いただき、スムーズに執行できたことに大変嬉しく感じております。心から感謝をする次第であります。

今議会におきましては、追加提案した議案2件を含む16件の議案並びに平成24年度決算について審議いただきました。

その主なものとして「恵庭市功労者の表彰について」、「恵庭市教育委員会委員の選任同意について」、「恵庭市まちづくり基本条例の制定について」などについてであります。特に、「恵庭市まちづくり基本条例の制定について」は、上程前から特別委員会で十分にご審議いただき、上程後も全員一致で通していただいたということで、私としても印象に残る条例制定であったと思っております。

また、一般質問や各常任委員会、決算審査特別委員会の中で、市政の各般にわたる様々な課題に関してご質問をいただきました。

これら議会からのご指摘を大切にしながら、様々な施策の推進をさらに図って参ります。

それでは、本日の発表内容を述べさせていただきます。

最初に、「護送先病院の誤搬送」について申し上げます。

9月21日(土)、消防におきまして、交通事故による傷病者4名を札幌市内の病院に搬送するため、病院へ収容依頼の連絡をした際、誤った病院に連絡し、それに気づかず搬送したことから、収容先の病院への到着が約16分遅延するという事故が発生いたしました。

原因は、連絡した隊員が携帯電話に登録している系列病院に誤って連絡したことによるものであります。

幸い、搬送した傷病者はいずれも軽症ということではありますが、傷病の程度にかかわらず、あってはならないことです。

このような事態を起こし、傷病当事者及び市民の皆様に、深くお詫びを申し上げる次第であります。

消防より、電話の誤発信、さらには病院到着まで誤りに気づかなかつた今回の事案を検証し、再発防止策を講じた旨の報告がありました。私より改めて二度とこうした事故を起こさないよう再発防止を図るべく、指導徹底するよう指示したところでございます。

2つ目は、「まちづくり基本条例の今後の取り組み」について申し上げます。

まちづくり基本条例につきましては、市民委員会による提言を本年3月にいただいた後、地区説明会やパブリックコメントでの意見、さらには市議会特別委員会において慎重にご審議いただきまして、本日の本会議において(全会一致で)可決していただきました。

なお、条例の施行日につきましては、条例の附則において「公布の日から3ヶ月を超えない期間内」において規則で定める日から、としており、明年1月1日をもって施行したいと考えているところであります。

条例施行までの取り組みとしましては、市民の皆様への周知さらには職員に対する周知を行う予定であります。

市民の皆様に対しましては、広報えにわ12月号への掲載や市ホームページへの掲載、さらにはパンフレットの配布により行いたいと考えております。パンフレットにつきましては、町内会での回覧や公共施設への設置を行う予定であります。

また、出前講座において現在もメニューの一つとしているところですが、今後とも市民周知を行いながら継続して参りたいと考えております。

職員に対しましては、この条例の趣旨を踏まえた事務事業の執行が重要であると考えておりますことから、条例の説明会等により周知・徹底を図りたいと考えているところであります。

条例施行後においては、条例の趣旨を事務事業に反映させていくための進行管理を行っていきたいと考えております。具体的には、市民が参画している組織であります「行政改革推進委員会」及び庁内組織であります「行政改革推進本部」において、現在行っています行政評価に市民協働の観点を加えた形での検証、さらには、市民の皆様へのアンケート調査を毎年実施することにより、条例の運用状況の把握と検証を実施していきたいと考えています。

条例の見直しにつきましては、条例第 30 条に規定しておりますとおり、5 年以内に行うこととしております。見直しにあたっては、市民が参画する委員会を設置し、行革推進委員会及び行革推進本部における検証結果をもとに、条例の運用状況を把握するとともに、条文の見直しを行うこととしているところでございます。

本条例は、条例第 3 条でも明らかにしておりましたとおり、本市におけるまちづくりの「基本」であります。本条例の柱であります、市民の皆様との「協働によるまちづくり」を今後一層進めていく中で、市民の皆様が安心で安全な、快適なまちづくりを目指していきたいと考えているところであります。

3点目は、「島松公民館のリニューアル」についてです。

島松公民館は、昭和58年2月に竣工し、多くの市民に利用されてまいりましたが、築30年以上経過した建物等は老朽化が著しい状態となっておりました。この改善のため、改修工事を本年3月5日に着手し、このほど10月1日に完成したところです。現在は、備品の整備・搬入などを適時行なっており、来たる11月1日にリニューアルオープンを予定しています。

改修にあたっては、市民の意見を取り入れるため、平成22年度からアンケート調査の実施や市民による検討委員会(7回)を開催したほか、改修事業説明会を行い、より使いやすい公民館を目指して内容を検討してまいりました。

今回実施した主な工事内容は、「内外装の改修」、「エレベーターや多目的トイレの設置、スロープ改修などのバリアフリー化」、「照明の一部LED化や太陽光パネル設置による省エネルギー対応」、「空調及び電気設備の更新」、「舞台設備の更新」などで、工事費用は約3億2千8百万円となっております。

また、改修工事に伴い、備品の更新・新規購入も行なっており、その主なものは「グランドピアノ」、「音響設備」、「机、椅子」、「調理教室ガスオーブン」、「事業用ノートパソコン」などで、購入金額は約1千5百万円となっております。

更に今回の改修では、「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき、島松地区の「子どもの集う場所」を島松公民館に整備致しました。

「島松子どもの集う場所」は、和光地区の「黄金ふれあいセンター」での整備に続き、市内で2カ所目となります。「フレ」という名前がつきましたので、「フレ島松」として運営していくこととなります。

1階では、集会室を活用して、ボール遊びなどの軽スポーツ、また多目的交流室では読書や将棋など、子どもたちが自由に遊ぶことができる「子どもひろば」を開設、2階では「学童クラブ」を開設致します。

事業の運営については、地域の町内会役員、公民館関係者、島松小学校ユニティースクール、学校関係者、子育て中の保護者をメンバーとする運営協議会を設置し、子どもたちやその保護者が安全で安心して地域で過ごせる居場所となるよう協議することとしております。

リニューアルオープンは11月1日(金)ですが、当日は朝9時にテープカットを行い、新しくなった島松公民館をお披露目する予定ですので、多くの方にお祝いしていただきたいと考えております。

また、当日から3日まで「公民館まつり」が開催されますので、合わせてご覧いただければと思います。

4点目は、「JR恵庭駅西口の再開発ビル建設」についてです。

施行者である「アルファコート恵庭駅西口開発株式会社」より、再開発ビルの建築工事請負契約を共同企業体と9月30日に締結したと報告を受けました。

本企業体は、再開発事業に関する専門的な知識・経験を持つ「特定業務代行

者」であり、地元の建設事業者も参加していることから、事業の円滑な推進はもちろんのこと、地域産業の振興にも大きく貢献するものと期待しているところです。建築工事の着工は本年11月、竣工は平成27年1月と伺っております。

なお、再開発ビルの建設と一体的に行っております区画整理事業についても、現在、建物などの移転を順次進めしており、本年12月より相生通などの道路工事に着手して参ります。

一連の工事により、地域の皆さんにはご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、安全第一で工事を行って参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5点目は、「恵庭市有料駐車場における実証実験」について報告します。

市営駐車場については、これまで「最初の30分無料」や「土・日曜日、祝日の上限500円」など、いくつかの利用率向上策に取り組んでまいりましたが、更なる市民サービスの拡大と利用率向上に向けた施策を検証するために、実証実験を実施します。

実証実験の概要ですが、実施内容は平日の当日利用料金を上限500円とするものです。実施する駐車場は、市内JR駅周辺にて利用率の低い島松駅横、恵み野駅東口、恵庭駅東口の3駐車場に限定し、11月1日から平成26年3月31日までの5ヶ月間実施することとしております。

なお、実証実験に合わせて期間中、駐車場利用の促進に向けたPR及びアンケート調査を実施することとしており、今後、利用状況の検証を行った上で本移行していくきたいと考えております。

最後に、「除排雪ワークショップ」についてであります。

本年、恵庭市で初めての除排雪ワークショップを開催します。

対象は、町内会単位で本年については柏陽西町内会と黄金北町内会の2町内会で10月24日と10月31日に開催します。現在、恵庭市の除雪と排雪が抱える課題について、町内会の皆さんと一緒に意見を交換し、冬季の生活道路のあり方を考えるワークショップ形式で行う市民懇談会です。

目的は、①市の除雪の仕組みを理解してもらう ②市と町内会それぞれの「除雪における課題」をより理解し、情報を共有する ③より効率的で満足度の高い除雪方法とともに考えること の3点であります。

ワークショップは、いろいろな立場、考え方の方々に集まつていただき、町内会における除雪・排雪課題について意見交換し、「町内会の除雪・排雪課題マップ」を作成し、現状において改善可能な対応策を検討します。

今後の恵庭市の雪対策における除排雪の課題解消の第一歩になればと考えております。

以上 私からは、予定していた項目について説明させていただきました。

詳細については各担当者からお聞き下さい。

【質疑応答】

(記者)「護送先病院の誤搬送」について、事故報告しなかった理由は?

(消防長)「事故の重大性について改めて当該職員に口頭注意し、消防内部で再発防止策についてまとめていた」とこと、「報告することで市民の信頼を損ねてしまうのではないか、職員意識が低下してしまうのではないか」という思いからちゅうちょしました。市長からは、市民の直接的な生命を守ることを担う消防であるからこそ、公表して市民の厳しい批判に耐えて、再発防止に取り組み信頼を得ていく組織でなくてはならない旨の指摘を受けました。

(記者)市長への報告はいつだったか?

(消防長)10月11日の朝に報告しました。

(記者)市長就任以降、事故については公表する方針で進めてきたと思うが、今回の件についてはどのように考えるか?

(市長)消防から事故報告がなかったことは誠に残念に思います。本来、本庁と連携しながら、公表基準に従って公表していくかなければなりません。また、公表していくことで職員意識も変わり、事故も少なくなっていくだろうと思います。

(記者)市長まで報告がいかなかつたことについて、何が問題だと思うか

(市長)事故に対する対応や公表しなければならないという意識がまだ徹底されていなかったと思います。

(消防長)今回のように、担当部局で判断してしまったことから、今後、意識を徹底してかなければならないと考えます。

(記者)まちづくり基本条例制定で、市民にどのような良い影響があるか？

(市長)この条例は、市民というよりも市役所自体を律するというもの。条文では、施策を進めるにあたり「市民の声を必ず聞く」「計画段階から市民周知する」「市民参加」などを盛り込むほか、市長の責務や職員についての条文もあります。「これに従って仕事を進めるように」といった内容を明記した点で非常に大きな意味があると思います。